

広島県告示第三百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十五年四月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年四月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道吉田丸門田線	尾道市御調町野間字高杉三二番一地从ら 尾道市御調町今田字大木田一九番六地先まで	平成二五年四月一日